

～建築に関わる皆様へお知らせ(R7.4.1以降着工分)～

現在、都市計画区域内では原則すべて、都市計画区域外で一部の建築物の確認申請が必要ですが、令和7年4月1日の着工分から、

都市計画区域外での確認申請の

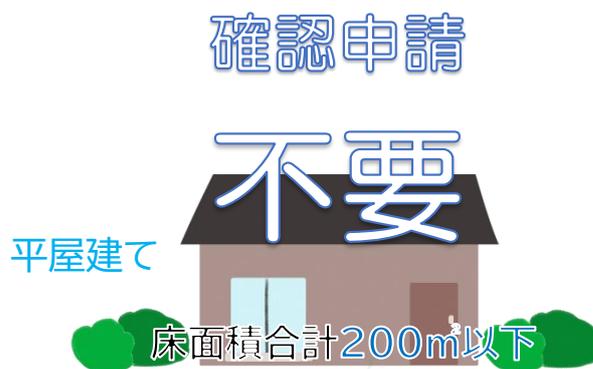
対象が**拡大**されます。

改正建築基準法がR7.4.1に施行されることに伴い、建築確認が必要となる木造建築物の範囲が拡大します。

該当建築物の**増改築、大規模なリフォーム工事**も対象となる場合がありますので、事前に振興局の窓口へご相談下さい。

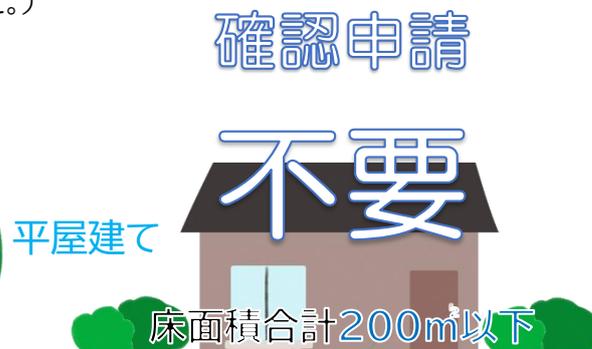
① **2階建て**であれば、建築確認が**必要**です。

(これまでは3階建て以上の建築物が該当しました。)



② (平屋でも) **床面積の合計が200㎡を超え**れば、**建築確認が必要**です。

(これまでは500㎡を超える建築物が該当しました。)



★ポイント★**都計区域外**で建築確認が**不要**なものは、**平屋建てかつ延べ面積200㎡以下の建築物**だけです。

(相談窓口) ★リンク先のページをご確認ください★

建築関係の窓口（建築基準法等関係）

- ・各振興局の建築課（建築班）が窓口です。
- ・窓口が不明な場合は、土木部建築課審査指導班（095-894-3093）へご連絡ください。



(法改正のお知らせ) ★リンク先のページをご確認ください★

2025年4月から木造戸建ての大規模なリフォームが建築確認手続きの対象になります

概要

- ・建築確認手続きの対象となります。
- ・建築士による設計・工事監理が必要です。



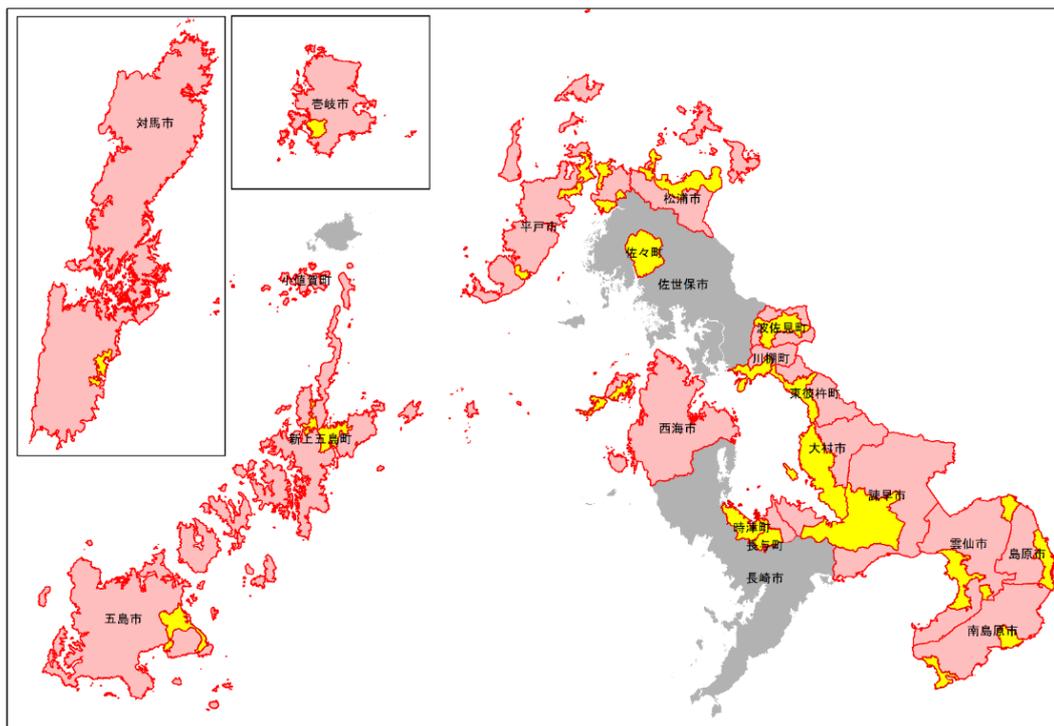
(令和7年4月施行予定) 建築に関する手続き改正のお知らせ

概要

- ・建築確認が必要な建築物の拡大、審査特例の縮小
- ・省エネ基準適合義務の対象となる建築物の拡大



(参考図) 県内の都市計画区域の指定状況



(凡例)

黄色:都市計画区域

ピンク色:都市計画区域外

灰色:県の所管外

※建築予定地が都市計画区域の中か外かは、各市町の都市計画部局へお尋ねください。